



三条ノ二及び第八条の規定は、なおその効力を有する。

前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第一条の規定にかかわらず、同項の登記簿は、バインダー式帳簿とし、夫婦財産契約の登記用紙をつづり込んでこれを調製することができる。この場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第二条及び第三条ノ二の規定にかかわらず、見出帳を調製することを要しない。

第三条指定がされるまでの間ににおける第二項の業務についての新規則の規定の適用については、新規則第二条及び第十条中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、新規則第三条中「次に」とあるのは「見出帳及び次に」と、新規則第四条第一号中「登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。））」とあるのは「登記用紙に記載された情報（閉鎖登記用紙に記載された情報）と、同条第二号中「閉鎖登記記録」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」とする。

第三条指定を受けていない事務について登記用紙に記録された事項を抹消する記号を記録するには、当該事項を朱抹するものとする。

第三条指定を受けていない事務について登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。

第三条指定を受けていない事務について、整備法第九十一条第一項において準用する不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により登記簿の賛本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲覧の請求をする場合については、不動産登記規則第一百九十三条第一項第一号から第三号まで、第一百九十四条第一項、第二百二十二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条の規定並びに改正前の不動産登記法施行細則（明治三十二年司法省令第十一号）第三十五条及び第三十五条ノ二の規定を準用する。この場合において、不動産登記規則第一百九十三条第一項第三号中「通数」とあるのは「通数（登記簿の交付を請求する場合は「登記簿」と読み替えるものとする。）」と、同規則第二百二条第一項中「地図等又は登記簿の附属書類」とあるのは「登記簿」と読み替えるもの

有することとされる旧規則第一条の規定にかかわらず、見出帳を調製することを要しない。

第三条指定がされるまでの間ににおける第二項の業務についての新規則の規定の適用については、新規則第二条及び第十条中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、新規則第三条中「次に」とあるのは「見出帳及び次に」と、新規則第四条第一号中「登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。））」とあるのは「登記用紙に記載された情報（閉鎖登記用紙に記載された情報）と、同条第二号中「閉鎖登記記録」とあるのは「閉鎖登記用紙に記載された情報」とする。

第三条指定を受けていない事務について登記用紙に記録された事項を抹消する記号を記録するには、当該事項を朱抹するものとする。

第三条指定を受けていない事務について登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。

第三条指定を受けていない事務について、整備法第九十一条第一項において準用する不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により登記簿の賛本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲覧の請求をする場合については、不動産登記規則第一百九十三条第一項第一号から第三号まで、第一百九十四条第一項、第二百二十二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条の規定並びに改正前の不動産登記法施行細則（明治三十二年司法省令第十一号）第三十五条及び第三十五条ノ二の規定を準用する。この場合において、不動産登記規則第一百九十三条第一項第三号中「通数」とあるのは「通数（登記簿の交付を請求する場合は「登記簿」と読み替えるものとする。）」と、同規則第二百二条第一項中「地図等又は登記簿の附属書類」とあるのは「登記簿」と読み替えるもの

#### （電子申請等に関する経過措置）

**第四条** 新規則中電子申請（法第八条において準用する不動産登記法第十八条第一号の規定による申請による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。）に関する規定は、整備法第九十一条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

第十四条（電子情報処理組織を使用する方法による請求に係る部分に限る。）の規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。

前項の指定は、告示してしなければならない。別表（第一条関係）

第一欄	第二欄
登記記録欄	各契約者の氏名及び住所
約欄	登記の目的
夫婦財産契約欄	夫婦財産契約の内容
登記原因及びその日付	登記記録を起こした事由及び年月日
登記記録を開鎖した事由及び年月日	登記記録を開鎖した事由及び年月日
登記記録を回復した事由及び年月日	登記記録を回復した事由及び年月日

#### 附 則（平成一七年八月一五日法務省令 第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年八月一日法務省令第 四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年四月一日法務省令第 一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一二月二八日法務省令 第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年三月二十五日法務省令

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月二八日法務省令 第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年十一月二日）から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日法務省令第 八号）

第一条 この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年法律第五十三号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

1 この省令は、令和一年三月三十日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鉛害賠償の登録の申請並びに登記識別情報（この省令において準用する不動産登記法附則第六条第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。）による請求に係る部分に限る。この規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第十四条（電子情報処理組織を使用する方法による請求に係る部分に限る。）の規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。

5 第十四条（電子情報処理組織を使用する方法による請求に係る部分に限る。）の規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。

6 第十四条（電子情報処理組織を使用する方法による請求に係る部分に限る。）の規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。

7 第十四条（電子情報処理組織を使用する方法による請求に係る部分に限る。）の規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。